

令和5年 決算特別委員会（経済部審査） 開催状況（経済部観光局観光振興課）

開催年月日 令和5年11月13日
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 観光振興監、観光局長、観光振興課長

質問要旨	答弁要旨
<p>三 観光政策について （一）観光予算の推移について （真下委員） 観光政策について伺ってまいります。まず、観光施策に関して、過去5年の観光局の決算状況を、前年比、執行率を併せて、お示し願います。3定で答弁されたコロナ禍における700億円を超える緊急対策が、効果的に執行されたのかも、併せてお聞きます。</p> <p>【指摘】 （真下委員） 期間が短縮、延期されたものは、翌年度にという答弁でした。ただ、執行率が低く見えるんですけども実際には莫大な予算が投じられて、決算額はコロナ前の3倍、8倍、26倍以上と執行額が莫大になっていて、使い切れないほど予算が投じられたということがわかりました。</p> <p>（二）観光振興機構の負担金事業の予算・決算について （真下委員） 知事が本道観光の広告塔として期待する観光振興機構は新税の執行者ともなり得るとのことなので、その負担金事業について、どうなのかというのをお聞きしてまいりたいと思います。機構側の要望額と予算・決算、執行率は、この5年間、どのような推移になっていますか。</p> <p>（三）負担金事業の契約状況について （真下委員） 今年の1定でも、先の3定でも、令和4年度、2022年度の観光振興機構との負担金事業の契約状況についてお聞きをしております。決算委員会の場で、改めて確認したいと思うのですが、すべての事業がプロポーザル契約になっている訳ですけども、委託事業数、契約方法、そのうち1社だけの契約の件数についてお示しください。</p>	<p>（観光振興課長） 予算額等の推移についてでございますが、平成30年度の予算額20.3億円に対する決算額が19.5億円、執行率は95.7%、令和元年度は、予算額17億円、前年度比83.4%、決算額16.3億円、執行率は95.8%、令和2年度は、予算額94.1億円、前年度比54.3%、決算額42.9億円、執行率45.6%、令和3年度は、予算額734.1億円、前年度比780.3%、決算額142.8億円、執行率は19.5%、令和4年度は、予算額785.9億円、前年度比107.1%、決算額535.5億円、執行率は68.1%となっております。</p> <p>この間、コロナ禍で実施した旅行割引事業などが感染状況の悪化により、期間が短縮、延期されたことなどから、各年度の執行率にも影響が生じましたが、可能なものは翌年度に繰り越し、できる限り効果的な執行に努めてまいりました。</p> <p>（観光振興課長） 負担金事業の予算・決算の推移などについてでございますが、観光振興機構の負担金事業に関する要望額は、平成30年度は17.8億円、令和元年度は18.8億円、令和2年度は18.5億円、令和3年度は19.4億円、令和4年度は21.8億円となっております。</p> <p>また、負担金事業の予算額、決算額、執行率は、平成30年度は、予算17.6億円、決算17.1億円、執行率が97.2%、令和元年度は、予算15.6億円、決算15.1億円、執行率が96.8%、令和2年度は、予算16億円、決算13億円、執行率が81.3%、令和3年度は、予算21億円、決算19.2億円、執行率が91.4%、令和4年度は、予算17.3億円、決算14.4億円、執行率が83.2%となっております。</p> <p>（観光振興課長） 負担金事業の契約件数などについてでございますが、令和4年度の観光振興機構の負担金事業における委託契約の件数は78件ですべてプロポーザル方式での契約となっております。</p> <p>うち1社だけのプロポーザル参加の契約の件数につきましては39件となっております。</p> <p>なお、3定議会で答弁した際には、委託契約の件数を79件、うち1件だけのプロポーザル参加の件数を40件といたしておりましたが、機構で再確認いたし</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) プロポーザル参加社数ごとに、該当事業数と割合について (真下委員) 機構での確認不足なんですね。道においても、この事業執行が適正であるということを十分確認していれば、このような間違いは起きなかったはずですよ。 そこで具体的に伺ってまいりますけれども、プロポーザル参加社数ごとに、該当事業数と割合をお示しください。</p> <p>【再質】 (真下委員) プロポーザル契約とは言え、一社契約が5割を占める、50%というのは異例のことなんですよ。それで、プロポーザル方式による契約の取り扱いというのが、道にはあります。で、このプロポーザル方式による契約の取り扱いに準じて一社契約が50%を妥当とした理由を記した記録というのは各事業毎に残されているのでしょうか。これ残すことになっているんですよ。残されていますか。</p> <p>【指摘】 (真下委員) そうしたら資料要求したときにどうして出してこないんでしょうね。決算委員会に対してですね、資料として提出すべきだったんじゃないでしょうか。議会軽視ではないかという風に思いますので、あとで提出の措置をお願いしたいと思います。</p> <p>(五) 100%入札の状況について (真下委員) 2022年度の負担金事業では、いわゆる落札率に相当する予算上限額に対する契約金額が100%の事業というのはどのくらいありますか。また、全体事業数に占める割合と併せてお示し願います。</p> <p>【指摘】 (真下委員) プロポーザル契約だからといって予算を使い切りしていいということにはなっていないわけですよ。道のプロポーザル契約では談合防止のために予算上限額と入札予定価格を示されている場合もあります。企画の魅力で判断される契約ですけども、決して予算を使い切るという前提にはなっていないわけですよ。また、一般競争入札への移行というのでも検討しなければならないという風に先ほど紹介したプロポーザル方式による契約の取扱に書いてありますので、これに準じて進めていくことが必要だということを今回はこの場では指摘しておきます。</p> <p>(六) 予算上限額と契約金額との比率 (真下委員) 契約の予算上限額と契約金額との比率について、2018年、平成30年度に質問した際ですね、77事業で95.9%と答えていました。22年度の全体の比率ではどうなっているのかだけお答えください。</p>	<p>ましたところ、1件は負担金事業ではないことが判明いたしました。申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。以上でございます。</p> <p>(観光振興課長) プロポーザルへの参加社数などについてであります。プロポーザルを実施した78件のうち、1社の参加については39件で全体の50%、2社の参加については25件で32.1%、3社の参加については7件の9%、4社の参加については2件の2.6%、5社の参加については3件の3.8%、6社の参加については2件の2.6%となっております。</p> <p>(観光振興課長) 一社参加のプロポーザルにつきましては、適正な理由を書いて処理していると聞いております。</p> <p>(観光振興課長) 契約金額についてでございますが、令和4年度の観光振興機構の負担金事業78件のうち、予算上限額に対する契約金額が100%の事業数は37件となっております。全体に占める割合は、47.4%となっております。以上でございます。</p> <p>(観光振興課長) 契約金額の比率についてでございますが、令和4年度の観光振興機構の負担金事業全体における予算上限額と契約金額との比率は98%となっております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【再質】 (真下委員) 95.9%から98%に上昇している。悪化しているといってもいいかと思うのですが、この点どう受け止めましたか。</p> <p>【指摘】 (真下委員) 全体としては、いわゆる落札率は上がっているわけですよ。98%というのは一般競争入札でいえば談合が疑われるような水準なんですよ。だから、悪化していると、上昇しているということは、やはり、制度設計に問題があるんじゃないかと、言われても仕方ないと思うんです。私、プロポーザル契約を否定しているわけではないですよ。で、上限額になるのもわかります。しかし、努力が足りないんじゃないかと思うんです。</p> <p>(七) 100%契約の受け止めについて－欠－</p> <p>(八) 執行状況の確認について (真下委員) より良い事業をより安い価格で契約していくことが、行政の仕事であります。良い事業を条件としても、競争性を保ち、公正・公平、効率的に契約を行われなければならない。これが行政の仕事であります。全てがプロポーザル契約で、1社入札が50%、100%入札が47.4%にのぼって、予算上限額を、いくら企画指導指示書で示しているとは言え、これだけ100%の契約があるってということは、競争性が確保されているとは言えない状況だと言わざるを得ないと思うんです。 道民の税金で負担している機構の事業が競争性を持ち、公正・公平、効率的に行われているのか、行政である道は負担金事業の執行状況をどのように確認しているのでしょうか。</p> <p>【指摘】 (真下委員) やはり、ここのところはですね、行政としての機能ですね。しっかり発揮をして頂いて、税金を効率的に使っているんだということで、胸を張れるように改善を図って頂きたいと申し上げておきます。</p> <p>(九) 観光振興監の新税に対する意見について－欠－</p> <p>(十) 市町村の観光目的税との重複について－欠－</p> <p>(十一) 機構による負担金事業の予算編成の流れについて (真下委員) 契約状況についてお聞きしてきたわけですが、競争性が発揮されているとはいいたい状況が明らかになりました。執行状況の確認も、今ほど審査しているということでしたが、きちっとできているとは言えない状況も明らかになりました。そこで、道と機構の意見交換は、随時、親密に行われていると聞いてはおりますが、どのようになされているのか。また、機構による負担金事業の予算編成の流れについてご説明願</p>	<p>(観光振興課長) プロポーザル方式の契約についてでございますが、機構が実施する委託事業については、全て公募によるプロポーザル方式により適正に行われていると承知しております。 発注する業務の内容によっては、結果として1社のみ参加や、公示している予算上限額と同額の契約となる場合もあると考えております。以上でございます。</p> <p>(観光局長) まず、負担金事業についてありますが、機構が実施するプロポーザル方式による委託契約については、道の要綱も参考にしながら、適正に行われていると承知しておりますが、今後、機構において課題等検証しながら、より効果的な対応ができるよう道として必要な助言をしてまいります。 また、負担金事業の執行状況についてであります。負担金事業については、その事業の趣旨からも、機構と道が一体となって進めていくことが求められておりまして、道では、プロポーザル審査会への参加や事業の進捗状況の把握、事業終了後の審査などを通じ、負担金事業の適正かつ効果的な執行に努めております。</p> <p>(観光局長) 負担金事業についてであります。道では、民間のノウハウやネットワークを活用し、効果的に観光施策を推進するため、観光振興機構との連携による事業を負担金事業として予算計上しております。 機構と道は、日々の業務を通じ、様々な段階で情報や意見を随時交換しておりますが、予算編成にあたっては、機構からの提案・要望を参考としつつ、道として事業の進捗状況や効果、課題などを把握するととも</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>たいと思います。</p> <p>(十二) 意見交換の記録について－欠－</p> <p>(十三) 政策意思決定過程の記録について (真下委員) その段階ですすね、政策意思決定課程については記録を残して道民に対する説明責任を果たすべきではなかと考えますけど、いかがでしょうか。</p> <p>(十四) 意見交換の記録について (真下委員) 私が申し上げたのは、機構から道への要望に関してどうしたかという開催結果というよりも、ひとつひとつの事業を決定していくにあたってですすね、企画提案をする機構側と、機構側がさらに指示書を作成する訳ですから、その機構側と予算の積算を行う道との間でのどのような意見交換の上に決定をされてきたのか説明責任が生じるわけですすね。一体となってといいますけど、道と機構とは民間と行政の違いがあるわけで、そこのところは一定の緊張感をもって付き合わなければいけないと思うんです。ここに説明責任が生じると考えるんですけど、こうしたことをきちんと説明できるように記録を作っていくなどの改善をすべきと考えますけど観光振興監のお考えを伺いたいです。</p> <p>(十五) 観光振興監の新税に対する意見について (真下委員) 言葉にはされませんでしたけれども、今までの事業毎の決定事項については、不十分さがあったことを認めた上で、道の関係規程などに沿って改善を図ることだったんですが、先ほどもご紹介申し上げたとおり、意思決定に係る公文書作成は、どうしても道民に対する説明責任を果たす上で重要なんですすね。特に観光振興機構との関係で言えば、道と機構との間に緊張感や牽制機能が無くなってしまっているんじゃないのかと感ずるところです。ですから、行政としての役割を果たすということで、この説明責任と牽制機能というものをしっかりと保ちながら観光施策を進めていくことが私は必要だと考えております。 前の観光振興監が機構改革のPTに入って、様々なことを発言しておりました。しかしながら、その時点では、まだ、市町村が進めようとしている観光目的の新税に関して、調整が必要だという段階だった訳です。これを道の方から、道の観光振興監が入っているPTから機構に対して、観光振興税は道として先んじてやってもいいような発言をすることは、ちょっと問題じゃないかと思ったんですが、観光振興監は行政の見地からこの時どのような見解をもってアドバイスをしたり、参加をしていたのかお聞きしておきます。</p>	<p>に、新たな観光ニーズなども踏まえ、事業の精査を行っております。</p> <p>(観光局長) 機構との意見交換等の記録についてでございますが、道と機構は、日々の業務を通じ、様々な段階で情報や意見を随時交換しており、それらを記録としては残している訳ではありませんが、予算の編成に当たりましては、機構からの提案・要望を参考にしつつ、事業の精査を行っていることから、機構から道への要望に関する開催結果などについては、記録として保管しております。</p> <p>(観光振興監) 意見交換等における記録についてでございますが、先ほど申しましたとおり道では負担金の事業などを効果的に推進するため機構とは日々の業務を通じ各事業の進捗状況や課題などについて情報や意見交換を随時おこなっておりますが、これらの記録等については道の規則等にもとづき適切に対応してまいる考えであります。</p> <p>(観光振興監) 新税の検討などについてでございますが、道では、観光振興を目的とした新税に関し、観光審議会からの答申を踏まえ、令和元年より、その導入に向けた検討を進めてきており、コロナ禍での中断はあったものの、現在も検討を継続しているものでございます。 また、当時の観光振興監の機構改革プロジェクトチームへの参画につきましては、機構から依頼があり、道として、観光行政の立場から必要かつ専門的な助言を行うため、ご依頼に応じたものでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【再質】 (真下委員) 質問とかみ合わないところがありますが、観光目的税、市町村が行うものと、それから道が行うものと重複することが解っていて、その調整過程にあった訳ですね。</p> <p>それに先んじて何故、道が観光振興税の創設をわざわざ機構に、道に求めるように要望したのか聞いた訳ですけれども、そここのところがお互い機構と道の間に関係が薄い関係によって、ないがしろにされたのではないかと思います。この点についても、観光施策について納得いきませんので、知事に直接伺いたいと思いますので、お取り計らい願います。</p>	